

平成 29 年第 2 回定例会 文教常任委員会

平成 29 年 6 月 28 日

佐々木(正)委員

報告資料の 11 ページから 17 ページあたりと、点検評価の 27 ページから 46 ページぐらいを中心に、いじめの問題について伺わせていただきたいと思います。後半は SNS のいじめに対する対応について伺いますが、まず最初に、点検評価資料の 30 ページの自己評価のところで、この不登校を主訴とする相談は昨年に比べて増加しているが、いじめを主訴とする相談は、昨年に比べて減少していますという数字が書いてあるのですが、このいじめの件数が減っていると見えていて、半分以下になっているということのように見えます。これは延べの人数なのか、1 件当たり同じ案件を何回か繰り返している相談というのは含まれているのか、まずお聞きしたいと思います。

学校支援課長

こちらの件数ですが、教育相談センターに設置されております相談電話に訴えがあったものです。こちらの件数は延べ件数となっています。

佐々木(正)委員

ということは、同じ人が何回も電話しているというケースもあるということですか。

学校支援課長

そのとおりです。

佐々木(正)委員

ということは、いじめが減っているというには、この文章からはいえないということですか。

学校支援課長

この相談は、あくまでも相談ということですので、いじめの認知については、これとは別に各学校現場で認知をした結果、また平成 28 年度の実績はとつておりますが、平成 27 年度については、平成 26 年度から比べて増加しているという状況です。

佐々木(正)委員

先ほど、7,916 件と増えているということで、いじめに対する様々な捉え方、理解も少し深く踏み込んで件数も報告もとっているので、増えているのだろうということだと思うが、実際に増えているわけです。だから、こういう件数をとつて、この相談窓口、電子メールや電話相談をとっているのはたしかに大事なことありますが、これをとつて件数はマイナスになったという報告がここに書いてあること自体が、何か余り意味があるのかと私は思ってしまうという意味でお話しさせていただきました。

それから、重大事態が発生しているという報告資料があるのですが、捉え方としては、重大事態になったときに、この評価・点検資料にもあります学校緊急支援チームというのが行くという形でいいですか。

学校支援課長

緊急支援チームの派遣ですが、学校現場において自殺等の重大な事案が発生

して児童・生徒に対する影響が懸念されるといったような場合に、指導主事やスクールカウンセラー等の緊急支援チームを派遣しております。この場合の重大事態というのは、いじめ防止対策推進法で定義、位置付けておりますいじめの重大事態とは異なるものでありますとして、事案の重大性に基づいて学校に対して支援のために派遣しているチームであります。

佐々木(正)委員

その法律の定めているものと違うということで、この今申し上げた学校緊急支援チームを出す場合の経緯とはどういうものなのか。

学校支援課長

ただいま答弁させていただきましたとおり、各学校において自殺等の重大な事案が発生した場合に、緊急的に支援をする、児童・生徒の心のケアや家庭に対する支援といった意味合いから派遣をしているものです。

支援部長

緊急支援チームの派遣ですが、生徒指導上の重大事態もありますが、たとえば教職員の不祥事でお子さんたちが動揺している、ショックを受けている、そういう可能性がある場合にもスクールカウンセラーの派遣をします。

佐々木(正)委員

この派遣チームを投入して、また、重大事案と今、県が進めている自殺等、それから教職員が様々なトラブルを起こした場合に来るということが大事だと思います。それはすごくいいことだとは思っているのですが、ただ、いじめが起こったときにどういう調査をするかということがすごく大事だと私は思います。第三者的に様々検証していくわけありますが、いじめが起こったときには、平等に見られるような第三者から見ていくということもあるのですが、こういう派遣チームを、そこで起こったときに緊急の場合ではなくても、そういう重大なときではなくても行かせるような取組も必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

学校支援課長

いじめの重大事態が疑われる事例が発生した場合には、各学校に対して教育委員会から指導主事等を派遣して、事案の調査や助言指導等を行っております。

佐々木(正)委員

今の件は、学校緊急支援チームそのものを派遣してはどうかという話ですが、答えとしては同じですか。

支援部長

緊急支援チームになるかどうかというのはありますが、たとえば学校支援課に配置されているスクールカウンセラースーパーバイザー等が学校を定期的に訪問して支援しています。

佐々木(正)委員

その自殺等とか重大だというところが、定義があるのかどうかということです。要するに、どんな小さいじめであっても奥が深いかもしないし、それをないがしろにせず、重大事案というのは、もう完全にそういう何か社会的に刑事事件とか、そういう形になってしまったことを指すだけではなく、本当にささいなことから大きな事件になってしまうかもしれないという意味で、全て

のいじめに対して重大だと考えて取り組むべきだということを言いたいのですが、そこら辺はどうですか。

支援部長

委員御指摘のとおり、いじめについては何が重大で何が重大ではないかという部分の見極め、これが重大だから派遣するのだということではなく、私どもも学校からの要請に従って派遣しているという部分があります。今後とも学校の方にもそのいじめ一つ一つの事案に対してきちんと見て、見極めをつけて私ども教育委員会の方にも報告していただきたいと考えています。

佐々木(正)委員

そういう答弁をいただけたと安心します。今、いじめで苦しんでいる子たちは、重大とか重大ではないということは、こちら側が決めることではないと思います。その子にとってすごくつらいこと、それをどう乗り越えていかせてあげることができるかということが大事だと思いますので、重大だとか自殺等とか、こちらが決めるのではなく、全ての事案に対して全力で対応していくとしていただきたいということを要望させていただきます。

その上で、非常に良い取組がされているわけですが、今度は、かながわ元気な学校ネットワーク推進会議、それから、かながわ元気な学校づくり地域生徒代表総会、この取組というのはものすごくいいと思っている。これは自己評価もしているのですが、識者の意見についても拡大をして続けてほしいうことが書いてある。地域フォーラムについても取組として書いてあるのですが、これが代表選手会になっているのではないかとも思ったことがあります。これは将来全校で学校ごとにやっていくべきだと思うのですが、要するにここに書いてある生徒の代表、各校小中高校生 20 名ずつとか、10 名ずつであると一部の学校でしかないということなので、そういうところを全ての学校単位で、全ての学校の生徒が参画できるということで、この学校圏域ごといふか、地域ごとの全ての学校が取り組んでいくことが大事ではないかと思うのですが、いかがですか。

子ども教育支援課長

委員御指摘のとおり、この元気な学校づくり、また児童・生徒中心の地域フォーラムについては、こういったいじめ等の問題ができるだけ起こりにくくような学校を、どうしたら自分たちの力でつくっていけるかということをテーマにして、毎年度各地域で行っています。御指摘のとおり、人数的にも限られた代表の児童・生徒が参加する会議です。参加している学校、そして一緒に取り組んでいる市町村教育委員会には、そこからこの取組を各市町村や学校に広げていただくよう、参加した児童・生徒が学校に戻って、そのことを全校生徒に伝えたり一緒に話し合う取組を、またそこで広げていただくようお願いをしながら取り組んでいます。

佐々木(正)委員

お願いベースでやっているとのことですが、どのくらい帰って取り組んでいるのか、わかりますか。

子ども教育支援課長

正確な数値というものは把握しておりません。ただ、この取組が始まっています。

降、同様の取組を行っている市町村やそういった事例については把握し、また、それを市町村教育委員会が集まる会議で周知しながら推進を図っています。

佐々木(正)委員

では、具体的な数字をどのぐらい持っているか、答えてください。

子ども教育支援課長

このいじめ防止をテーマにして、児童・生徒が主体的に学校の中で取り組んでいる学校が幾つあるかという、詳細な学校数というのは、申しわけありませんが、今把握しておりません。

佐々木(正)委員

そういうところをしっかりと掌握していくことが大事ではないですか。全ての学校でやっていくのかという最初の質問については、今順次やっておるみたいなことで広げている。参加している人たちが、帰って伝えている、入ってきているようになっていない。全ての学校でやっていこうという気概があるのかをお聞きしたいと思います。

子ども教育支援課長

この県教育委員会の事業として、あるいはここからのつながりとしてというところではなく、もう少し幅広に考えています。

昨年度、横浜の方で発生しました東日本大震災に係るいじめ問題を受けまして、県教育委員会と市町村教育委員会で申し合わせ事項の取組は行われました。その中でも、このいじめの防止について、全ての学校で児童・生徒が主体的に取り組む、この取組を推進していくということで、県内全ての市町村教育長さんと申し合わせをしたところです。現在、それに基づいて、県内全ての小中学校でそういう取組を推進していただいているところと考えています。

佐々木(正)委員

ですから、今申し上げたかながわ元気な学校ネットワーク推進会議、それから、地域生徒代表総会、これに事例としてあるわけですから、そういう漠とした話に戻るのではなくて、それを具体的に各学校でやっていくというところを、もうちょっと強く強調して具体的に目標値を持つとか委員会を開催するとか、そういうことを示していくことはできないのでしょうか。

子ども教育支援課長

そういった考え方と合わせて小中学校、各学校それから各市町村教育委員会の、できるだけ主体的に工夫を凝らした取組を大切に考えていきたいと思いますので、全て同じやり方で一律のことを行わせていただくということではなくて、先ほど申し上げましたように、児童・生徒がいじめ防止について積極的に関わっていくと、各学校でいろいろ工夫を凝らしながら実施していただくことについては、強く推進してまいりたいと考えています。

佐々木(正)委員

全ての学校でやっていくという気概で臨むということでいいですか。

子ども教育支援課長

そのとおりです。

佐々木(正)委員

次に、SNSのいじめについて少しお聞きをしたいのですが、このいじめ防

止基本方針の改定素案、ここでSNSを通したいじめについては、今どのような扱いがされていて、どのようにこれを県としては、県教育委員会としては把握しているのか、また、どのような取組をしているのか、それについての3点を伺います。

学校支援課長

まず、今回のいじめ防止基本方針の改定素案のSNSのいじめの記載ですが、SNSを通じたいじめに対する取組については、県全体で実施する取組として、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進、県教育委員会が実施する取組として、児童・生徒や保護者に対する啓発活動、学校が実施する取組として、情報モラル教育の推進などを位置付けています。

SNSのいじめの実態把握についてですが、平成27年度に県教育委員会が実施した携帯電話等及びパソコンにおけるインターネットの利用状況に関するアンケート調査の結果によると、SNS等で仲間外しや無視をされた経験があると答えた児童・生徒の割合は、小学校で全体の4.2%、中学校で15%、高校では20.8%、特別支援学校では12.2%という結果が示されています。

県教育委員会としてのSNSを通じたいじめに対する対策、取組ですが、各学校では、児童・生徒がスマートフォンなどを適切に使用できるよう、通信企業と協力して携帯電話教室を実施しております。また、高校の情報という教科の中では、SNSを含めた情報活用能力や情報モラル等について全ての生徒が学んでおります。

佐々木(正)委員

その電話教室、情報の科目ということで、こここのところでSNSに関するいじめについての教育とかその他から考えておるのですが、LINEについて、今非常にいじめで活用されていることが多いということで、今日の幹部職員の皆様、LINEをやっていらっしゃる方もいらっしゃって、やっていない方もいらっしゃると思いますが、今一番問題になっている、いじめの問題になっていることはLINEにおいては何だと思いますか。

学校支援課長

今、インターネットの調査の中にもありましたとおり、事象としては仲間外しや無視をするということが問題になっている事例が多く見られています。

佐々木(正)委員

なりすましについてはどうですか、中学生では。

学校支援課長

なりすましについても報告事例があります。

佐々木(正)委員

それについて、具体的にどのような児童・生徒に指導されているのか、その携帯電話教室あるいは情報の科目で、具体的に専門性を持った方がしっかりと取り組んで、そういうことに対する対処を児童・生徒に指導しているのか。

学校支援課長

携帯電話教室ですが、児童・生徒がスマートフォンを使う際に起こりやすいトラブル事例や防止策などを紹介して、インターネット上のいじめのトラブルを未然に防止するための知識を身につけさせております。

佐々木(正)委員

L I N E の既読無視、なりすましについては具体的にどういう指導をしているのですか。

学校支援課長

スマートフォンのトラブルについては、誹謗中傷や写真を掲載するなどの情報発信がもとになって、炎上といわれるような状況に陥るといったことがあります。こうした場合や、あるいはそのもとになる発信者がなりすましてうそを言ってきてているような場合に、それに乗せられてしまって被害に遭うケースがあります。こうした詐欺や架空請求によるトラブル等についても、この携帯電話教室の中で具体的な事例を挙げて、そういういたずら話には裏があるといったことを、指導員の方から生徒に対して事例を挙げて指導させていただいております。

佐々木(正)委員

それを全ての学校、小中高等学校で実施しているというようなことでよろしいのでしょうか。

学校支援課長

実施状況ですが、平成 28 年度については、県内の公立学校 632 校で実施しました。うち県立高等学校については 128 校で実施をし、約 9 割の県立高等学校で実施しています。

佐々木(正)委員

今、L I N E のいじめが横行していて、報道でもあるように自殺をしてしまうと、L I N E のいじめによる自殺ではないかという疑いのある事例が多く発生しているということがありますので、県教育委員会としても、高校のみならず小中学校でも更にその徹底をしていただいて、なるべく多くの児童・生徒がそういうことに気付かせてあげることも大事でありますし、保護者との連携というのを深めていただくような努力を今後ともしていただきたいと思っております。

それから最後に、先日も本会議の一般質問で取り上げさせていただきました家庭教育の支援についての取組ですが、今一義的には保護者が責任を持っていくというのが家庭教育の重要な使命だと思うのですが、行政とか学校とか地域と関わりを持っていくということも必要なことではないかと思っています。そこでコミュニティ・スクールというのを 5 校上げて取り組んできたということは、非常に評価するところですが、具体的にその生徒たちが地域とどのような関わりを持っていくという、成功例があったら一応教えていただければと思います。

高校教育課高校教育企画室長

まず、生徒から地域の人たちと連携しているという形の事例として、岸根高校におけるクラブ交流があります。生徒の地域の小学生とのスポーツやゲームなどの交流を通じて、人の役に立つ喜びを体験し、年少者の目線に立った行動や人のコミュニケーションを学んでいます。

また、小田原城北工業高校においては、地域と連携した環境への取組として、工業高校の特徴を生かしたごみ収集車のデザイン塗装やゴミケージの製作を行

っております。

佐々木(正)委員

子供たちが地域と関わっていくということは、非常に大事だと私は思っていまして、地域にとっても若い生徒が入ってきて、たとえば商店街などの活性化など、その姿 자체が地域を明るい雰囲気を醸成していると私も思うのですが、その地域と関わっていくというモチベーションを高めるために何か工夫していることはあるのでしょうか。

高校教育課高校教育企画室長

まず、学校については、地元の祭りへの参加や地域と連携した生徒活動などの取組を通じて、生徒が地域の役に立っていることを実感できる機会を設け、生徒のボランティア精神の育成を図っております。優しさ、思いやり、考える、コミュニケーションをとる力など、人として大切なものを子供たちは地域活動の中から学んでいるなど、地域の方から頂く様々な励ましの言葉も生徒の自己有用感や自己肯定感を向上させておると聞いております。

実際、コミュニティ・スクールとして地域連携に取り組んでいる県立高校の中には、地域連携行事に積極的に参加するようになったとの報告もありまして、生徒のボランティアに対するモチベーションも高まっております。さらに県立高校においては、ボランティア活動に関心を持つ生徒がよりやりがいを感じられるように、一定の条件を満たした生徒のボランティア体験を単位として認定できる仕組みもつくっております。

佐々木(正)委員

温かな言葉を掛けられながら地域で活動しているということも大事ですが、今言った単位として生徒たちが取得できるということもモチベーションを上げる大事なことだと思うので、続けてそれを単位として重きを置いて取り組んでいただければと思っております。

そこで、一般質問の話に行くのですが、家庭教育支援の重要性について教育長から、県民の皆さんとの意見等を踏まえて、PTAなどの団体や府内関係局と連携して、この家庭教育支援の取組をしていくということがあったのですが、県民の皆さんとの意見を伺うという取組については、具体的にどういうことなのか、そして府内関係部局連携していくというのは、具体的にどのようにしていくのか、この2点をお伺いします。

生涯学習課長

まず、県民の意見を伺うという点ですが、県教育委員会では10月から11月上旬のかながわ教育月間の期間中に、県民の皆さんと教育に関する課題解決に向けた今後の方向性などを議論する教育フォーラム、それから、かながわ人づくりコラボを開催しています。こうした教育フォーラムなどの場を活用して、家庭教育における課題の解決に向けて幅広く県民の皆さんに支援のあり方について論議してまいります。そして、こうした場で出された意見等を踏まえて、教育委員会が行う施策に反映していきたいと考えています。

それから二つ目に、府内関係部局の連携ということですが、まずは教育委員会の中で、関係各課において情報共有を行いまして、家庭教育支援に関する事業について局内の連携を含めてまいりたいと考えています。昨年度、全府的な

政策推進体制であります神奈川県子ども・青少年みらい本部が設置されていますので、こういった組織とも連携を図りながら、家庭教育に係る広域的な課題に対応してまいりたいと考えております。

佐々木(正)委員

最後に、この家庭教育支援というのは教育委員会のみならず、横串に様々な子どもの貧困対策、子ども・青少年みらい本部ができたということもあって、非常に全庁的に取り組んでいかなければいけないことだと思っております。その上で、再度詳しく今お話を伺いましたが、教育委員会が中心になって、家庭教育支援、条例をつくっている都道府県等もあります。そういう中で方針をつくるということになると思うのですか、最後にこの状況の中で、家庭教育支援を今後どのように取り組んでいくのか、改めて教育長に伺います。

教育長

現在の教育ビジョンが大切にしているものというのは、家庭、地域、学校というその三つの場において子供たちの健全な育成を図るためにはどうしていくのか、単に学校教育だけを捉まえるのではなくて、家庭と地域と学校、それぞれの場を大切にしつつ、かつそれらをつないでいく、こうした取組が行政として必要だろうと、それが現在の教育ビジョンの根底にある考え方の一つです。

こうした意味で捉えたときに、教育ビジョンが重点的な取組の一つとして家庭を入れた。この家庭に対して家庭教育のいわゆる保護者の方のお考え、家庭としてのお考え、それを尊重しつつ、どういう形でアプローチをしていくべきなのか、ここは私どもがこれから進めていく上での課題だろうと思っております。

こういった意味においては、国の方のいろんな動き、それから今委員からお話をありました他県の動きをここはしっかりと注視をしていく。教育ビジョンのこういった考え方沿って、どういう形で施策展開を図っていけば最も効果的なのか、そこは様々な先行事例も見つつ考えてまいりたい。そのためには教育委員会だけではなくて、知事部局との連携というのが大切だと考えております。

佐々木(正)委員

では、最後に要望ですが、そういう国の法案提出の動きも視野に入れながら調整しているのか、その方針をするのか、しっかりと議論を深めていただいて、喫緊の課題として取り上げていただいて、家庭教育も今後もお願いして終わります。